

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 5 月 29 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23530791

研究課題名(和文) "ケア" 労働の社会化に関する国際比較研究 - ジェンダー公平な福祉国家の実現に向けて

研究課題名(英文) The study on international comparison about the socialization of care labor: in order to realize the welfare state of gender equity

研究代表者

今井 小の実 (IMAI, Konomi)

関西学院大学・人間福祉学部・教授

研究者番号：20331770

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円、(間接経費) 1,200,000円

研究成果の概要(和文)：日本における"ケア"労働に関するジェンダー公平な政策を展望するために、ジェンダー平等な国と評価されるスウェーデンを指標に研究を進めてきた。具体的には高齢者介護、育児政策に焦点をあて、その現状と課題を現地調査、スウェーデン在住の研究協力者との共同研究により明らかにした。そのうえで、日本の現在の制度・政策との比較を試み、両国の相違をもたらす要因について考察を深めた。その一つとして、スウェーデンのケアに関わる政策、つまり家族政策形成の歴史を検証し、日本との比較を行った。これらの研究は、今後日本がジェンダー平等な政策を展開していく上での貴重な材料となるはずで一定の成果が得られたと考える。

研究成果の概要(英文)：In order to examine the outlook for gender-equitable policy for care labor in Japan, we conducted research using Sweden, a country evaluated as a gender equal country, as an indicator. Focusing on elder care and child care policies, we conducted a field survey and revealed the current situation and challenges through the joint research with collaborators in Sweden. Attempts to compare the institutions and policies of current Japan were made, and factors leading to differences between the two countries were examined. One such policy relating to care in Sweden, that is, the formation of family policy, was verified and compared with Japan's policy. Considerable success has been obtained that it will become of value to Japan as it gradually expands its gender-equitable policy.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：福祉国家 家族政策 社会政策 ジェンダー スウェーデン 歴史 女性 ケア

## 1. 研究開始当初の背景

福祉国家とジェンダーの関係について、従来の研究で明らかにされたのは、福祉国家が女性を被扶養者として位置づけ社会保障制度のなかに組み込む一方で、その社会的な担い手としても期待し専門職のワーカーとして多くの女性を実践の場に送り出してきたことであった。いずれも“ケア”を行うのは女性だというジェンダー規範がベースにある。しかし現在、この枠組みはほころびを見せ始めている。その主な原因は、産業期の入口で設定された性別役割分業に基づく福祉国家のデザインが、ポスト産業化の時代に対応できなくなっていることにある。

このような問題意識にたち、N. Fraser (1994)は、従来から示されてきた Universal Breadwinner (稼ぎ手役割の普遍化) モデルも、 Caregiver Parity (ケア役割の等価) モデルも、ともにジェンダー規範を維持するものとして斥け、新たに Universal Caregiver (ケア役割の普遍化) モデルを提唱したのである (“After the family wage : Gender equity and the welfare state”, *Political Theory*, vol. 22, No. 4)。

ジェンダー公平な Universal Caregiver モデルを実現させていく福祉国家のビジョンを創案するためには、“ケア”をどのように位置づけるかが問われる。つまり“ケア”が女性に偏るジェンダー規範から自由になる新たな“ケア”労働の再構築を行うことが必要になる。そのためには深澤が示したような「(ア) 社会化されても過度の「女性職」を形成せず、また社会的評価に際してもその評価の対象が圧倒的に女性の労働であるようにもならず、いずれの組合せをとろうが(イ) 一方の性(女性)にケアワークが偏らないために求められるものを追究する必要がある。この文脈からすれば、(ウ) 家族の扶養義務責任からどれくらい遠ざかったケアワークの社会的評価を日常的に構築していくことができるかがキー・ポイントとなる」(下線、記号は今井)(深澤和子 2003: 96) という視点が重要だと考えられる(『福祉国家とジェンダー・ポリティクス』東信堂)。

“ケア”労働を社会化する過程で深澤(2003)が警戒したような陥穽に陥らないためには、“ケア”労働が(ア)「女性職」として形成された過程、(ウ)「家族の扶養義務責任」つまり“ケア”労働の主体となる代わりに被扶養者として福祉国家における保障を確保した過程を、歴史的に検証することが重要であると考えられる。(ア)については、研究代表者がすでに着手してきた課題である。したがって、その研究を継続しつつも、今回の共同研究では、新たに、

(ウ)の部分を経史的に解明し、(イ)「一方の性に偏らない」ジェンダー規範から解放された新たな“ケア”労働の概念を構築し、ジェンダー公平な福祉国家を実現するビジョンの創出に貢献したいと考えた。

## 2. 研究の目的

上記のような問題意識から、本研究課題を「“ケア”労働の社会化に関する国際比較研究 - ジェンダー公平な福祉国家の実現に向けて - 」としたのである。

そして具体的には、ジェンダー公平な政策が実現した国としてスウェーデンを位置づけ、その政策の形成過程、そして現在の状況と課題を日本と比較することによって、その限界と課題を明らかにし、日本の社会にふさわしい政策を提言すること、あるいはその材料を提供することを目的とした。

## 3. 研究の方法

研究目的を達成するために、主に研究代表者が歴史的な検証を、そして研究分担者協力者はスウェーデンの現状とその課題を調査し、日本と比較するという方法をとった。

前者の歴史的な検証は、直接的な比較の対象であるスウェーデンのみならず、イギリス、アメリカも対象にいれた。なぜなら、両国はそれぞれ家父長制福祉国家、母性主義福祉国家として評価され、そのジェンダー不公平さが指摘されてきたからである。そのような特徴を生み出した歴史的経緯を検証すれば、その限界と克服方法に有益な示唆が得られると考えたからである。またモデルとするスウェーデンの歴史的な検証は、社会、文化的背景の違いを明らかにするとともに、先行事例として、日本のありかたを展望する際に有効な道しるべとなると考えたからである。

また後者については、スウェーデンの現状と課題から出発することが、日本における独自の政策提言の創案には不可欠な作業だと考えたからである。

具体的には、2012年のストックホルムの国際学会における報告と、スウェーデンの現地調査を一つの軸に、事前の研究と事後の分析、研究のまとめを中心に研究を進めていくという方法をとった。て、日本におけるジェンダー平等な政策を展開するために、何が必要なのか、展望を示していくという方法をとった。

## 4. 研究成果

2011年度の研究成果を受けて、2012年にはストックホルムで開かれた the 2<sup>nd</sup> Joint World Conference on Social Work and Social

Development において研究代表者、分担者、そしてスウェーデンの研究協力者と2つのポスター発表、1回の口頭発表を行った。さらに学会報告の前後の日程に、調査を行い、スウェーデンの社会政策の現状を調査するためのインタビュー、ヒヤリング、施設視察などを行った。その成果を、共同研究者全員で分担執筆し、日本での学会報告、論文発表という形で公表した。さらに最終年度には、研究成果報告書(全155頁)を刊行し、その一部は英文で執筆し、国、領域を超えた研究者に配布し、今後の研究の発展に貢献できるようにした。

具体的な研究の成果は、この最終報告書、あるいは次にあげられた個別の発表論文等で紹介しているが、以下、簡単に説明しておきたい。すなわち研究代表者は、イギリス、アメリカと日本の家族政策に関する歴史的な検証とその比較を試み、日本が両福祉国家それぞれの特徴である家父長制と母性主義、その両者から影響を受けていることを明らかにした。そのうえで、スウェーデンがジェンダー平等な社会に至るまでの歴史的な検証を社会運動、女性運動側から行い、日本の歴史についても同様の指標で再び検証を行った。そして日本とスウェーデンの背景、条件の違いを明らかにし、さらにスウェーデンの現状と課題の検討から、日本の将来のあり方を考察した。

研究分担者は、それぞれ育児、介護、そして社会保障という専門の立場から、現在のスウェーデンの状況を明らかにしたうえで、その限界を示し、日本における政策提言を行った。またスウェーデンの調査研究の成果も学会報告、レポート、論文という形で発表して、成果の一般公開に寄与した。

さらにスウェーデン在住の研究協力者には現地での資料、情報収集が迅速かつ正確にできるという利点を生かし、研究の資料の渉猟に全面的に協力をお願いした。そして自身もスウェーデンの側から、日本との比較を行い、学会発表、論文を完成させている(最終報告に掲載)。

このように本共同研究は、従来の同様の先行研究にはない、歴史的な検証を行った点、また日本とスウェーデンの国際比較研究を、双方、それぞれの側から行い、スウェーデン滞在時に重ねた研究会、ディスカッションによって、その知識を共有し、研究に活かした点で、ユニークな研究成果が出せたと自負している。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 7 件)

Li-Mei Chen、Konomi Imai、Female Informal Caregivers in Sweden and Implications for Japan: A Feminist Perspective、関西学院大学外国語紀要人文科学篇、査読無、第18巻、2014、15-33  
寺本尚美、スウェーデンの育児休業制度の展開 - ジェンダー平等の視点からの考察 -、梅花女子大学心理こども学部紀要、査読無、第4号、2014、13-20

今井小の実、陳礼美、スウェーデンにおける雇用労働と家族“ケア”労働の調和 - A. サンド氏の調査報告を通して -、Human Welfare、査読無、第5巻第1号、2013、59-74

今井小の実、なぜ方面委員は“Female Professional”として成立しなかったのか - 大阪府の「方面婦人保護委員」創設案の史料を通して -、社会事業史研究、査読有、第43号、2013、5-26

寺本尚美、年金制度における育児期間の配慮措置の検討 - スウェーデンの取り組みに焦点をあてて -、梅花女子大学現代人間学部紀要、査読無、第9号、2013、41-46

大塩まゆみ、スウェーデンの近親介護者サポート『再家族化』・『インフォーマライゼーション』の波、龍谷大学社会学部紀要、査読無、第41号、2012、75-80

大塩まゆみ、理念重視のスウェーデンの高齢者住宅 Josuna kristna Center の Elder housing “HANNAHUSSET” の視察報告、同志社社会福祉学、査読無、第26号、2012、98-104

[学会発表](計 5 件)

大塩まゆみ、「母子及び寡婦福祉法」第25条・第26条に関する調査、社会政策学会 第127回(2013年度秋季)大会、2013年10月13日、大阪経済大学

寺本尚美、今井小の実、大塩まゆみ、陳礼美、ジェンダーの視点からみた年金制度における育児期間の配慮措置について - スウェーデンの年金制度に着目して -、日本社会福祉学会 第60回秋季大会、2012年10月21日、関西学院大学

Naomi Teramoto、K. Imai、L. Chen、M. Ohshio、E. Anbäcken、Caring responsibilities and the loss of pension rights in Japan, the 2<sup>nd</sup> Joint World Conference on Social Work and Social Development、2012年7月10日、Stockholmsmässan Exhibition & Congress Center

Konomi Imai、Mayumi Oshio、Naomi Teramoto、Li-Mei Chen、Investigating the feminization process of “care” labor during the infancy of Japan’s welfare state in comparison with the West、the 2<sup>nd</sup> Joint World Conference on Social Work and Social Development、

2012年7月11日、Stockholmsmässan Exhibition & Congress Center  
Els-Marie Anbäcken、Ann-Britt Sand、Konomi Imai、Mayumi Oshio、Naomi Teramoto、Li-Mei Chen、Gainfully employed persons caring for aged next of kin - re-familiarization of the Swedish welfare model?、the 2<sup>nd</sup> Joint World Conference on Social Work and Social Development、2012年7月11日、Stockholmsmässan Exhibition & Congress Center

〔図書〕(計 6 件)

今井小の実、平成23年度～平成25年度科学研究費助成事業 学術研究助成基金助成金 基盤研究(C)研究成果報告書 “ケア”労働の社会化に関する国際比較研究、関学出版会、2014、1-155

今井小の実、女性福祉への視点 - 自分史からの探求 -、岩田正美・田端光美・古川孝順編著『一番ヶ瀬社会福祉論の再検討 - 生活権保障の視点とその広がり - 』、ミネルヴァ書房、2013、183-210

今井小の実、エレン・ケイ - 女性・児童福祉へ影響を与えたスウェーデンの思想家 -、室田保夫編『人物でよむ 西洋社会福祉のあゆみ』、ミネルヴァ書房、2013、104-110

今井小の実、福祉国家と家族政策の“ジェンダー化” 英米の家族政策と母子保護法の成立過程をフィルターにして -、一般社団法人日本福祉学会編『対論社会福祉学2 社会福祉政策』、中央法規出版、2012、255-281

今井小の実、ジェンダー公平な福祉国家に向けて - “ケア”労働の脱ジェンダー化のために N. フレイザーのモデルに着目して -、芝野松次郎・小西加保留編著『社会福祉学への展望』、相川書房、2012、37 - 54

大塩まゆみ、高齢期におけるジェンダー問題、川島典子・西尾亜希子編著『アジアのなかのジェンダー』、ミネルヴァ書房、2012、65-80

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

今井 小の実 (IMAI, Konomi)  
関西学院大学・人間福祉学部・教授  
研究者番号：20331770

(2)研究分担者

寺本 尚美 (TERAMOTO, Naomi)  
梅花女子大学・心理こども学部・教授  
研究者番号：50299012

陳 礼美 (Chen, Li-Mei)  
関西学院大学・人間福祉学部・准教授  
研究者番号：40510160

大塩 まゆみ (OHOSHIO, Mayumi)  
龍谷大学・社会学部・教授  
研究者番号：90269738

アンベッケン エルスマリー (Els-Marie, Anbäcken)  
Linköping University  
(平成24年度より研究協力者)

孫 良 (Sun, Liang Linda)  
関西学院大学・人間福祉学部・教授  
研究者番号：90299355  
(平成23年度のみ研究分担者)

(3)連携研究者

( )  
研究者番号：

(4)研究協力者

アンブリット サンド (Ann-Britt Sand)  
Stockholm University